

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年十月二十四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社林建材

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県入間市東町二丁目一番二十二号

ハ 代表者の氏名

並木 富治

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十五）第五八四五四号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社林建材の役員は、平成二十九年十月三日付で所沢簡易裁判所から暴行罪（刑法第二百八条）により罰金十万円の略式命令を受け、平成二十九年十月二十日にその刑が確定している。

このことは、法第八条第十一号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。